

2022年度税制改正

2022. 1. 18

船戸 明

【1】概要（財務省ホームページより）

- 個人所得課税
 - 住宅ローン控除制度の見直し

- 資産課税
 - 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
 - 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設
 - 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- 法人課税
 - 積極的な賃上げ等を促すための措置
 - オープンイノベーション促進税制の拡充
 - 5G導入促進税制の見直し
 - 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し
 - ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

- 消費課税
 - 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設
 - 航空機燃料税の見直し
 - 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

- 納税環境整備
 - 税理士制度の見直し
 - 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応
 - 財産債務調書制度の見直し
 - 地方税務手続のデジタル化

- 関税
 - 暫定税率等の適用期限の延長等
 - 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

《結論》ここ4年で、新設がほぼない、もっとも小粒な改正です。

【2】総論への疑問1

《大綱》「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積

極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する」。

《疑問》制度で企業を動かそうという発想が間違いでしょう。
制度があるから賃上げする、ではなく、
賃上げたときに使える制度がある、が本来の順番。

《結論》制度が複雑化しただけです。

【3】総論への疑問2

《大綱》「デジタル技術を活用し、納税者がいつでも・どこでも簡単に手続きを行うことができる環境の整備が重要である」。

《共感》電子申告、電子納税は、顧問先にも喜ばれています。
ただ、マイナンバーカードのなりふり構わずぶりが気になります。

《記事》「市民を信頼してインフラとメカニズムを構築すると同時に、透明性のある報告をすることで、市民にも信用してもらえるようにするのです」（1月16日、毎日、オードリー・タン氏）。

《結論》カードの前提は信頼です。

【4】基本的考え方

| ↓目的別 | 性質別→ | 所得 | 法人 | 他 |
|-----------------|--------|--------------|--------|-----------------------------|
| 1. 成長と分配の好循環の実現 | ○住宅ローン | ○賃上げ税制 | ○固定資産税 | |
| | | ○オープンイノベーション | | |
| | | ○地方活性化 | | |
| | | ○5G税制 | | |
| 2. 経済社会の構造変化 | | | | |
| 3. 国際課税の見直し | | | | |
| 4. 円滑・適正な納税環境整備 | | | | ○インボイス ○税理士制度 ○財産債務調書 |
| 5. その他 | | | | ○沖縄 |

【5】 具体的内容

（1） 個人所得課税

①住宅借入金等特別控除【延長・拡充等】

《現行》 a 原則：

50㎡以上、所得3,000万円以下、21/12までに入居

→1%、10年控除

| | |
|-----------|---------|
| 限度額 一般 | 4,000万円 |
| (8、10%以外) | 2,000万円 |
| 認定 | 5,000万円 |
| (8、10%以外) | 3,000万円 |

b 消費税率10%特例：

50㎡以上、所得3,000万円以下、

新築は20/10～21/9、中古は20/12～21/11までに契約、
21/1～22/12までに入居

→1%、10年控除+11～13年目※

| | |
|--------|---------|
| 限度額 一般 | 4,000万円 |
| 認定 | 5,000万円 |

c 消費税率10%特例（面積要件緩和）

40㎡以上50㎡未満、所得1,000万円以下、

新築は20/10～21/9、中古は20/12～21/11までに契約、
21/1～22/12までに入居

→1%、10年控除+11～13年目※

| | |
|--------|---------|
| 限度額 一般 | 4,000万円 |
| 認定 | 5,000万円 |

※以下のいずれか少ない金額について特別控除が可能。

イ 住宅借入金年末残高×1%

ロ 税抜取得価額×2%÷3

《改正》 a 控除率は1%→0.7%に縮小

b 一般/省エネ/ZEH/認定の4区分

c 一般は22、23年入居と24、25年入居で限度額、期間縮小

d 認定等は22、23年入居と24、25年入居で限度額縮小

e 24/1/1以後建築確認（登記上建築日付が24/6以前を除く）と、
建築確認受けず建築日付が24/7以降の場合、一般は適用なし

f 中古についても、一般と認定等の2区分が必要

g 所得要件3,000万円→2,000万円に引き下げ

h 所得要件1,000万円以下を満たす場合、面積要件40㎡に緩和

(23年までに建築確認を受けた新築家屋のみ)

i 中古の築年数要件廃止、1982/1以降建築日付は新耐震基準OK

j 住宅借入金残高証明書の提出は不要となり、以下となる。

現行：銀行—(残証)→個人—(残証、控除申告書)→会社・申告

改正：銀行—(残証)→税務署—(控除申告書)→個人→会社・申告

《時期》 g、iは22年以後居住の場合

jは23年以後居住で、24以後に行なう確定申告及び年末調整

《留意》 a 取得後6か月以内の入居が必要。

b 13年延長措置(現行b、c)に建築遅延等の要件は不要。

c 現行のb、cは生きています。

→22年入居は1%と0.7%が併存

《全体像》 上段：借入限度額、下段：控除期間

| | 区分 | 入居年 | | |
|----|-----|-------|-------|-------|
| | | 22現行※ | 22、23 | 24、25 |
| 新築 | 一般 | 4,000 | 3,000 | 2,000 |
| | | 13 | 13 | ※2 10 |
| | 省エネ | | 4,000 | 3,000 |
| | | | 13 | 13 |
| | ZEH | | 4,500 | 3,500 |
| | ※3 | | 13 | 13 |
| | 認定 | 5,000 | 5,000 | 4,500 |
| | | 13 | 13 | 13 |
| 中古 | 一般 | 4,000 | 2,000 | |
| | | 13 | 10 | |
| | 認定等 | ※1 | 3,000 | |
| | | | 10 | |
| 率 | | 1.0 | 0.7 | |

- ※ 消費税率10%が前提。
新築は20/10～21/9、
中古は20/12～21/11までに契約。
- ※1 個人からの取得で消費税非課税の場合、適用なし。
- ※2 改正 e 参照
- ※3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

《結論》一般住宅の新築は23年まで、と認識しておきましょう。
(25年から省エネ基準適合義務化)

②認定住宅新築等特別税額控除【延長・拡充】

《現行》認定住宅（認定長期優良、認定低炭素）の新築をして、
21年までに居住の用に供した場合、
650万円（消費税率8、10%以外なら500万円）の10%を控除。

- 《留意》 a 取得後6か月以内の入居が必要。
b 所得要件3,000万円以下。
c 住宅借入金等特別控除との併用は不可。

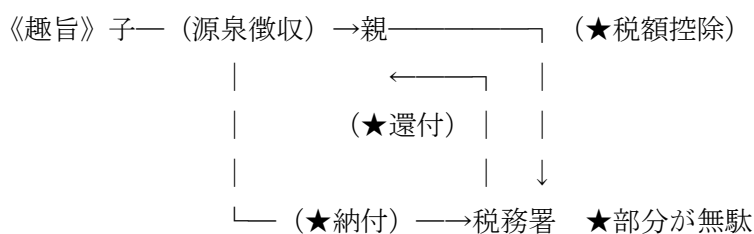
《改正》対象にZEHを加えたうえで、2年延長。

③完全子法人株式等の配当に関する源泉徴収不要

- 《現行》 a 完全子法人株式等
直接・間接100%、全期間所有、益金不算入100%、源泉徴収要
b 関連法人株式等
直接3分の1超、6か月以上保有、益金不算入100%、源泉徴収要
c その他株式等
直接5%超～3分の1以下、基準日、益金不算入50%、源泉徴収要
d 非支配目的株式等
直接5%以下、基準日、益金不算入20%、源泉徴収要

《留意》 b、dの持ち株判定は、22/4以降、間接も含む。

《改正》 a、b（直接保有のみ）について、源泉徴収不要。



《時期》 23 / 10 / 1 以後に支払を受ける配当等

《結論》 間接保有を含めないのは、株主情報の把握が困難だからでしょう。

④ 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

《現行》 上場株式の配当について、

- a 3%以上保有の大口個人株主は、
20.42%（住民税なし）の源泉徴収がなされたうえで、総合課税。
- b 3%未満保有の個人株主は、
20.315%（住民税5%含む）の源泉徴収がなされたうえで、
総合課税、申告分離、申告不要から選択。

《問題》 持株割合は個人株主のみで判定であり、
同族会社を通して保有している株式は考慮されない。

- 《改正》
- a 50%超保有している同族会社の持株数も加味して3%を判定し、
3%以上となる場合は、総合課税のみ。
 - b 持株割合1%以上の株主に配当を支払った上場会社は、
支払確定日から1か月以内に、
氏名、個人番号、持株割合などを記載した報告書を税務署に提出。

《時期》 23 / 10 / 1 以後に支払う（支払われる）配当等

《結論》 上場会社は同族会社株主の株主状況を把握しなければなりません。

⑤ 仮装隠蔽の場合の必要経費不算入

《内容》 不動産所得、事業所得、山林所得、

または、前々年の収入300万円超の雑所得を生ずべき業務を行なう者が、
仮装隠蔽により申告し、あるいは無申告の場合、

申告書に記載のない原価や費用は次を除き必要経費に算入しない。

- a 帳簿書類により取引があったことや金額が明らかなもの
- b 相手方への反面調査で取引があったことと金額を税務署長が認めたもの

《時期》 23年分以後の所得税

《結論》 悪質事案には厳しく対処です。

⑥ 上場株式等の配当、譲渡所得に関する課税方式の見直し

《現行》 所得税と住民税で、それぞれ以下の選択が可能。

例) 所得税は総合課税で配当控除を受け、住民税は保険料影響回避で申告不要。

配当——申告不要
 └─申告※3
 └─申告分離
 └─※1、※2
 └─総合課税
 利子——申告分離※2、※3
 └─申告不要
 譲渡——申告分離※3
 └─申告不要※4

- ※1 配当を申告する場合、全てについて分離・総合どちらかを統一選択。
- ※2 特定口座の配当・利子を申告する場合、それぞれに方式選択可能。
- ※3 特定口座内の配当・利子と譲渡は、それぞれに申告有無を選択可能。
 特定口座の譲渡損失を申告する場合、その口座の配当・利子も申告が必要。
 →∴口座内の配当に課税漏れが生じる場合あり（譲渡損の二重どり）
- ※4 譲渡の申告不要は、源泉徴収有の特定口座のみ。
 源泉徴収なし口座の譲渡益は、必ず申告必要。

《改正》所得税と住民税の課税方式を統一。

《時期》24年分以後の住民税（＝23年分の所得）

《結論》シミュレーションはずいぶん楽になります。

⑦納税地変更の届出

《改正》納税地変更の届出、異動があった場合の届出を不要。

《時期》23/1/1以後の納税地変更等。

(2) 資産課税

①直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税

《現行》直系尊属からの贈与により、

住宅の新築等にあてるための金銭を贈与を受け、
 贈与年の受贈者（20歳以上）の所得が2,000万円以下※で、
 翌年3月15日までに新築等（50㎡以上※）をして、
 同日までに居住または居住見込みの場合、
 次の限度額（消費税率10%前提）まで贈与税は非課税。

（（ ）内は消費税率10%以外の場合。個人間の中古売買も含む。）

| | 契約締結日 | 省エネ等 | 省エネ等以外 |
|---|------------|------------------|----------------|
| イ | 19/4~20/3 | 3,000 (1,200) | 2,500 (700) |
| ロ | 20/4~21/12 | 1,500 (1,000) | 1,000 (500) |

※ 受贈者の所得が1,000万円以下の場合、40㎡以上に拡充。

《改正》 a 契約時期、消費税率に関係なく、金額をあらためて2年延長

省エネ等 1,000

省エネ等以外 500

b 中古の築年数要件廃止、1982/1以降建築日付は新耐震基準OK

c 受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ

《時期》 22/1/1以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税

(cは22/4/1以後)

②土地に係る固定資産税の負担調整措置

《仕組》負担調整措置

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|------|---------------|--------------|-----------|
| 固定資産税評価額 | | →評価替え で増加A | 据置年度 A | 据置年度 A |
| 課税標準額 | | →据置き | 前年度+ A×5% | 通常計算 |

《改正》商業地で、

負担水準※が60%未満の場合に、

加算率を2.5%として調整措置を残す。

| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------|------|---------------|----------------|-----------|
| 固定資産税評価額 | | →評価替え で増加A | 据置年度 A | 据置年度 A |
| 課税標準額 | | →据置き | 前年度+ A×2.5% | 通常計算 |

※ 負担水準＝前年度課税標準額／当年度固定資産税評価額

↓ ↓
据置き 増加している

《趣旨》固定資産税評価額が回復している場合の負担軽減。

《時期》22年のみ

《結論》21年の評価替えはコロナ前で、上昇していた商業地もあったのでしょうか。
今、商業地の地価が上昇する要素があるでしょうか。

③事業承継税制の特例承継計画提出期限

《現行》23／3／31までに都道府県知事に提出

《改正》24／3／31までに都道府県知事に提出

《留意》27／12という制度の適用期限は延長なし。

《結論》活用事例の共有が必要です（昨年と同じ）。

④不動産登記法改正と登録免許税非課税措置

《概要》相続開始により不動産取得を知った日から3年以内の登記申請義務化。
3年以内に遺産分割がまとまらない場合、
相続が開始した旨や自身が相続人である旨を申し出ること、
登記申請したものとされ10万円以下の過料は課されない。

《新設》相続人である旨の相続人申告登記は登記官が職権で行なうが、
その職権登記に対する登録免許税は非課税。

《時期》24／4／1施行

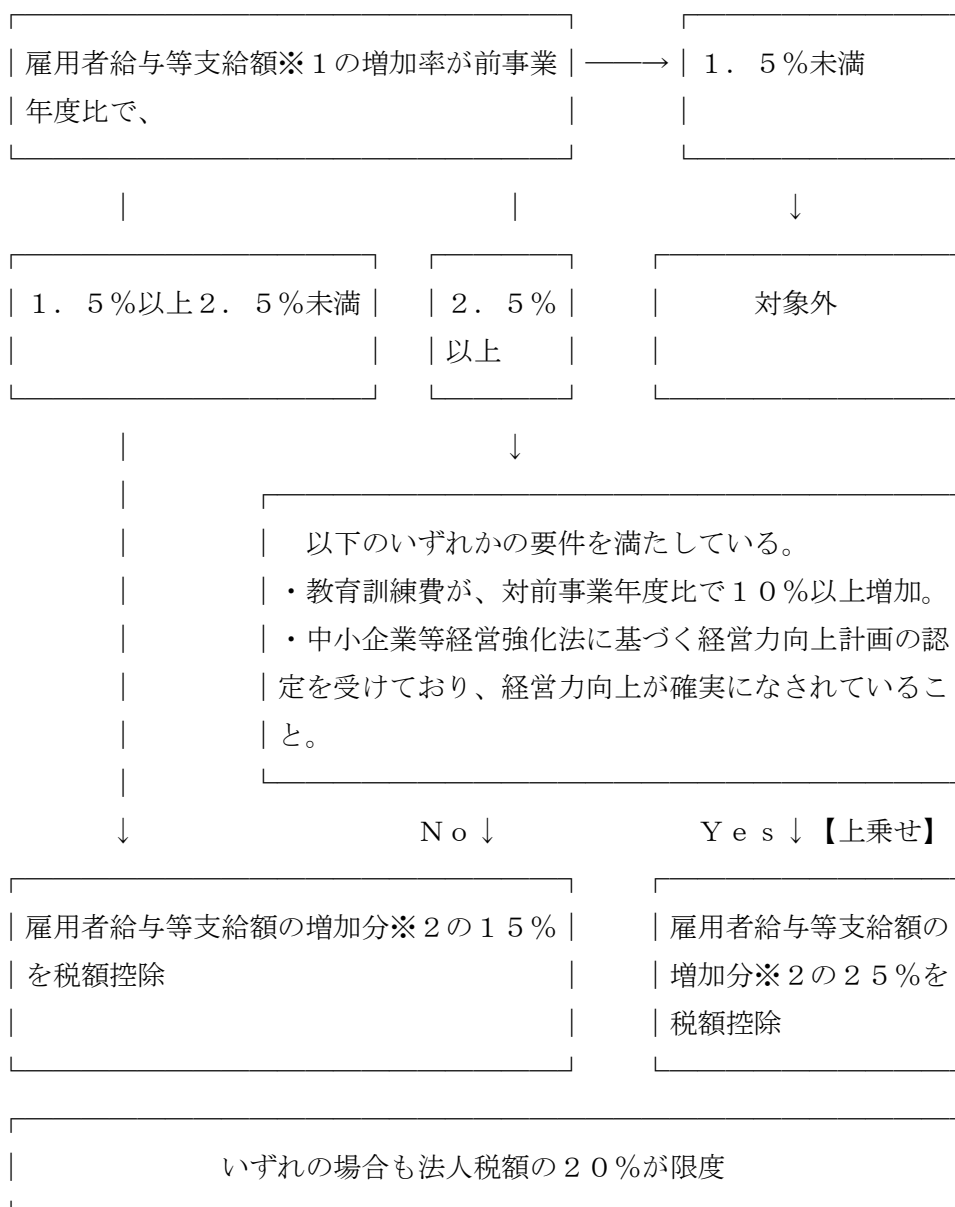
《結論》分割協議後の名義変更時に登録免許税が課されます（1回のみ）。

(3) 法人課税

①人材確保等促進税制の改組と所得拡大促進税制の拡充

《現行》

a 〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件



※1 雇用調整助成金等は控除しない。

※2 雇用調整助成金等を控除して計算した金額が上限。

→控除しないで計算した金額と、控除して計算した金額の小さいほう。

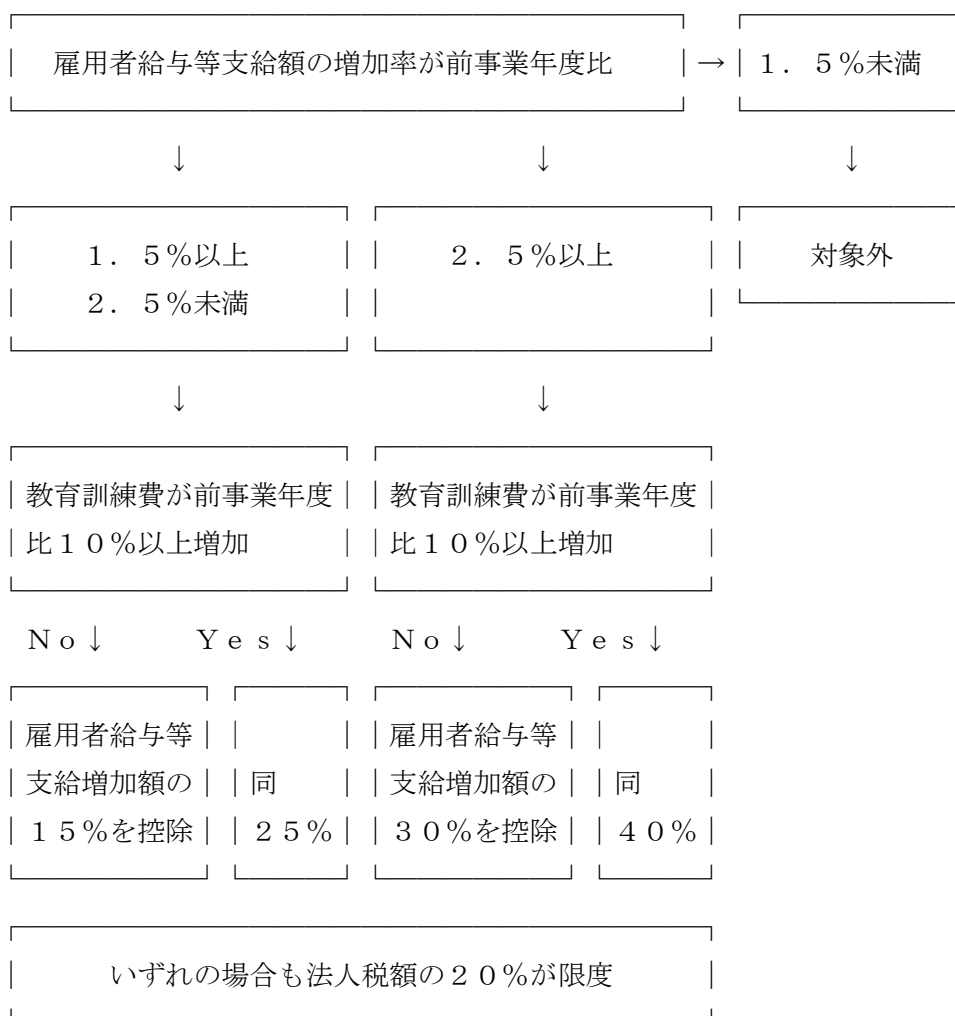
b 〈全企業向け人材確保等促進税制〉適用の要件

| | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？ | |
| Y e s ↓ | N o ↓ |
| 新規雇用者給与等支給額※1の増加率が前事業年度比2%以上か？ | |
| Y e s ↓ | N o ↓ ↓ |
| 教育訓練費が前事業年度比20%以上増加 | 対象外 |
| Y e s ↓ 【上乗せ】 | N o ↓ |
| 控除対象新規雇用者給与等支給額※2の 20%を税額控除 | 控除対象新規雇用者給 与等支給額※2の15 %を税額控除 |
| いずれの場合も法人税額の20%が限度 | |

- ※1 判定の「新規雇用者給与等支給額」は、新たに雇用した雇用保険対象者に対して、雇用日から1年以内に支給する給与額とし、雇用調整助成金等は控除しない。
- ※2 控除額計算の「控除対象新規雇用者給与等支給額」は、新たに雇用した者に対して、雇用日から1年以内に支給する給与額とし、雇用調整助成金等は控除する。
また、雇用者給与等支給額－前年度雇用者給与等支給額、が上限。
→もといた従業員への支給が減少していれば減額。

《改正》

a 〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件



※1 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定の場合の上乗せはなくなっている。

※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）

b 〈全企業向け所得拡大促進促進税制〉適用の要件

| | | | |
|--------------------------|-------|---------------------|------------|
| 雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか？ | | | |
| Yes ↓ | | Yes ↓ | Yes ↓ No ↓ |
| 継続雇用者給与等支給額の増加率3%以上 | | 継続雇用者給与等支給額の増加率4%以上 | 継続… 3%未満 |
| Yes ↓ | | Yes ↓ | Yes ↓ ↓ |
| 教育訓練費が前事業年度比20%以上増加 | | 教育訓練費が前事業年度比20%以上増加 | 対象外 |
| No ↓ | Yes ↓ | No ↓ | Yes ↓ |
| 雇用者給与等支給増加額の15%を控除 | 同 20% | 雇用者給与等支給増加額の25%を控除 | 同 30% |
| いずれの場合も法人税額の20%が限度 | | | |

- ※1 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業は、賃上げ方針等をネット公表したうえで経産大臣に届出が必要。
- ※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要（申告書添付は不要）

《時期》 22/4/1～24/3/31に開始する各事業年度

- 《留意》 a (全) 現行の人材確保等促進税制は併存か（改組とは？）。
- b (全) またしても継続雇用者概念が登場し、計算は複雑化。
- c (全・中小) 設立事業年度は対象外。

《結論》 税制で賃上げできるという前提が間違いです。

②大企業の税額控除不適用措置の整備

- 《現行》 利益 : 当期所得 ≤ 前期所得
- 賃上げ : 継続雇用者給与支給額 > 継続雇用者前期給与支給額
- 設備投資 : 国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 30%

↓

いずれにも該当しない場合、
研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G投資促進税制、
DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除適用不可。

《留意》対象法人＝租税特別措置法上の中小企業者以外

- a 資本金1億円超
- b 同一の大規模法人※が50%以上保有
- c 複数の大規模法人※が3分の2以上保有

※ イ 資本金1億円超の法人

- ロ 100%内の資本金5億円以上の法人に
直接・間接100%保有されている法人

《改正》資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上で前期黒字の企業※は、
賃上げ要件を強化。

利益 : 当期所得 ≤ 前期所得

賃上げ : 継続雇用者給与支給額 > 継続雇用者前期給与支給額

※

22/4 - 23/3 開始

継続雇用者給与支給額 ≥ 継続雇用者前期給与支給額 × 100.5%

23/4 - 開始

継続雇用者給与支給額 ≥ 継続雇用者前期給与支給額 × 101%

設備投資 : 国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 30%

↓

いずれにも該当しない場合、
研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G投資促進税制、
DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制の税額控除適用不可。

《結論》アメとムチという発想が貧困です。

③オープンイノベーション促進税制の拡充

《現行》青色申告書を提出する内国法人等が、
20/4/1 から 22/3/31 までの間に、
特定株式※1 を取得し※2、
取得した日を含む事業年度末まで有している場合に適用。

※1 対象者の要件

設立後10年未満の既存法人で、

未上場、大規模企業グループに属しておらず、
革新性、リソース開放性、ビジネス変革性について経産大臣の確認。

※2 出資内容

資本金増加を伴う払込みで、
出資者が大企業なら1億円、中小企業なら1000万円以上。
対象者が外国法人なら5億円以上の払込みが対象。
払込み上限が設けられるが、金額は不明。

↓

特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、
その事業年度の所得の金額を上限に、損金算入。

5年以内に特定株式の譲渡等の取崩し事由に該当することとなった場合、
その事由に応じた金額を取り崩して益金算入。

- 《改正》 a 対象者について、
売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社であれば、
設立後15年未満に拡充。
- b 益金算入の期間を3年以内に短縮。
- c 上記見直し（制度拡充）をしたうえで、2年延長。

《時期》 適用事業年度は不明。

《結論》 損切りに5年も待てないのでしょうか。

④地方拠点強化税制の見直し

《現行》 a 拡充型

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、15%の特別償却または税額控除4%。

雇用促進税制

増加雇用者1人あたり最大30万円（転勤者20万円）の税額控除。

b 移転型

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、25%の特別償却または税額控除7%。

雇用促進税制

増加雇用者1人あたり最大50万円（転勤者40万円）
+40万円の税額控除（3年間）。

《改正》 a オフィス減税

イ 中小企業者以外の取得価額要件を2,000→2,500万円に。

ロ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画※

認定後の取得、事業供用期間を、2年→3年に。

b 雇用促進税制

イ 雇用者の要件等を見直し。

ロ 雇用促進計画の提出期限を※認定日の2か月以内→3か月以内に。

《結論》地方移転が進んでいるようには思えません。

⑤ 5G（第5世代移動通信システム）投資促進税制の見直し

《現行》青色申告書を提出する法人で、

一定のシステム導入※2を行なう同法の認定事業者※1が、
22/3までの間に、
特定高度情報通信用認定等設備※3の取得等をして、
国内にある事業の用に供した場合その他の場合。

※1 特定高度情報通信等システム導入計画について、主務大臣の認定

※2 早期普及促進、安定性確保に資することについて、主務大臣の確認

※3 計画に記載された機械装置等。

全国キャリア

送受信装置、空中線（アンテナ）

ローカル5G

送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、交換設備、
光ファイバ

↓

取得価額につき、以下の選択適用。

a 30%の特別償却

b 15%の税額控除（法人税額の20%が上限）

《改正》税額控除を以下に改正して、3年延長。

a 22/4－23/3事業供用：15%（9%※）

b 23/4－24/3事業供用：9%（5%※）

c 24/4－25/3事業供用：3%

※ 全国5Gの条件不利地域以外の地域内の場合

⑥ 仮装隠蔽の場合の損金不算入

《内容》個人所得課税⑤と同様

《時期》23/1/1以後開始事業年度

《結論》悪質事案には厳しく対処です。

⑦混合配当のみなし配当計算方法の見直し

《事例》 税務通信 21 / 12 / 13号

資本金 5,000万円

資本剰余金 1,000万円

利益積立金 1,000万円

会計処理(同日) 利益積立金を500万円配当

資本剰余金を500万円配当

↓

同日に行なわれる混合配当は全額が資本の払戻し

減少資本金等の額 = $6,000 \times 1,000 / 7,000 = 857$

(法人税法施行令第23条第1項第4号)

↓

会計の資本剰余金減少は500万円にも関わらず、

税務上の資本金等の額は857万円減少してしまう。

かつ、株主側からすると譲渡対価がその分大きくなる。

《経緯》 21 / 3 / 11 最高裁判決

資本剰余金減少額を超える資本金等の額の減少は違法。

21 / 10 / 25 国税庁の取扱い公表

資本金等の額の減少は、資本剰余金減少額を限度。

↓

上の事例で言えば、500万円が資本金等の額の減少(=譲渡対価)。

《改正》 上記取扱いを明文化。

《結論》 日本では考えにくい事例ですが、

混合配当をする場合、必ず別の日に実施しなければなりません。

⑧貸付用の少額資産に関する損金算入見直し

《現行》

| 区分 | 金額 | 損金算入 | 償却資産税 |
|------|------------------|---------------|-------|
| 少額 | 10万円未満 (1年未満) | 全額 | 対象外 |
| 一括 | 20万円未満 | 3年均等 | 対象外 |
| 少額特例 | 30万円未満 | 全額 300万円限度 | 対象 |

《改正》対象資産から、
貸付け（主要な事業用を除く）の用に供したものを除外。

《留意》ツタヤのCDやDVDは問題なし。
ただし、主要な事業の定義と、
除外された資産が償却資産税の対象になるかどうかは、要留意。

《時期》適用事業年度は不明（22/4/1以後取得資産からの見込み）。

《結論》ドローン節税の防止でしょう。

⑨外形標準課税における事業税所得割の税率見直し

《現行》資本金1億円超の法人の所得割税率

| | |
|-------------------|------|
| a 軽減税率適用法人※ | |
| 年400万円以下の所得 | 0.4% |
| 年400万円超800万円以下の所得 | 0.7% |
| 年800万円超の所得 | 1.0% |
| b 軽減税率適用法人以外の法人 | 1.0% |

※ 3以上の都道府県に事務所等があり、
資本金1,000万円以上の法人以外の法人

《改正》一律、1.0%

《時期》22/4/1以後開始事業年度

⑩グループ通算制度（22/4～）の見直し

《現行》a 投資簿価修正

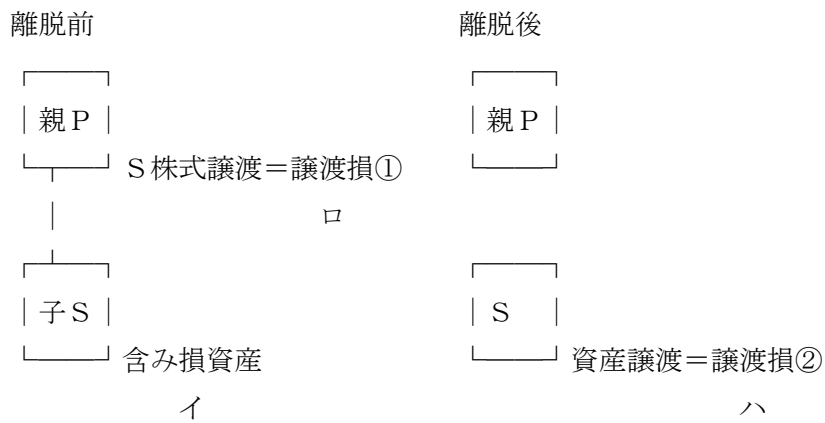
通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を
離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。

→簿価切り下げによる将来の譲渡損計上防止

b 離脱時の時価評価

離脱法人に主要事業の継続見込みない場合、
帳簿価額1,000万円以上の固定資産、有価証券等を
直前事業年度で時価評価

→株式譲渡損と資産譲渡損の二重計上防止



①と②の二重計上をイ、ロ、ハで回避

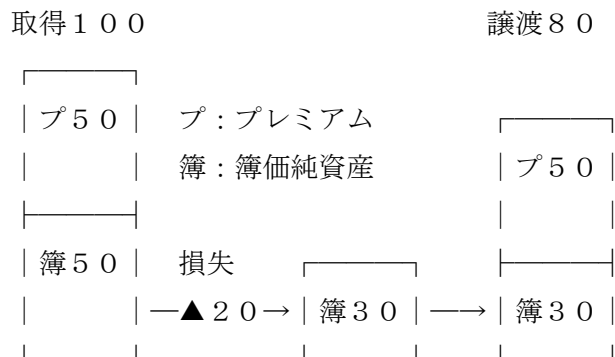
イ 評価損計上

ロ 投資簿価修正で譲渡損発生せず

ハ イの時価評価で譲渡損発生せず

《問題》 a 通算子法人株式を第三者に譲渡する際、プレミアム分が損金不算入。

《改正》 a 投資簿価修正



| 区分 | 簿価修正 | 簿価 | 譲渡損益 | 目的 |
|-----------------|------|----------|----------|-----------------|
| 単体納税 | — | 100 | ▲20 | |
| 連結納税 | ▲20 | 80 | 0 | 二重控除防止 |
| グループ通算 (改正前) | ▲70 | 30 | 50 ※1 | 譲渡による 租税回避防止 |
| グループ通算 (改正後) | ▲20 | 80 ※2 | 0 | 安値売却の 譲渡益回避 |

- ※1 プレミアム金額が譲渡原価に含まれずに課税。
- ※2 簿価30+プレミアム（資産調整勘定等対応金額）50

- b 離脱時の時価評価
対象資産に、帳簿価額1,000万円未満の営業権を追加。

《留意》a 投資簿価修正
離脱時の属する事業年度の確定申告書に、明細書を添付し、
計算の基礎となる事項を記載した書類の保存が必要。
=通算子法人株式取得時の情報管理が必要

《結論》制度開始前の不備修正です。

(4) 消費課税

① 適格請求書等保存方式(23/10～)の見直し

《前提》課税登録事業者—記載要件満たすインボイス=税額控除可
| 記載要件満たさないインボイス=税額控除不可※
| ※再発行請求
└上記以外————インボイス発行不可=税額控除不可

免税登録事業者に—上記同様
└免税事業者————インボイス発行不可=経過措置※経て税額控除不可

- ※ 免税事業者の経過措置
 - a 23/10～26/9：80%税額控除可
 - b 26/10～29/9：50%税額控除可

《現行》a 課税期間途中での適格請求書発行事業者登録の可否
課税事業者：可
免税事業者：原則不可。23/10/1を含む課税期間★のみ可※。
この場合、課税事業者選択届出書提出は不要（c参照）。

- ※ 免税事業者が★の翌課税期間初日から登録を受ける場合
 - イ 初日の前日から起算して1か月前までに登録申請書を提出
 - ロ 初日の前日までに課税事業者選択届出書を提出

- b 経過措置適用の場合の簡易課税適用
本来、課税期間開始の前日までに簡易課税選択届出書の提出が必要だが、
23/10/1を含む課税期間中に提出することで簡易課税の適用が可能。

- c 免税事業者が経過措置を受けた場合の2年縛り
課税事業者選択届出書を提出していないので、
2年間免税に戻れないという制約はない。
- d 仕入明細書による仕入税額控除
買手側の仕入明細書でも、
適格請求書の記載要件を満たし、
相手（売手）の確認を受けた場合、仕入税額控除が可能。
- e 免税→課税となる場合の棚卸資産調整
免税期間に仕入れて棚卸資産として残っている場合、
課税となった期間の仕入とみなして仕入税額控除可能（消費税法36①）。

《改正》 a 課税期間途中での適格請求書発行事業者登録の可否
課税事業者：可
免税事業者：23/10/1から
29/9/30※を含む課税期間は可。

※ 免税事業者の経過措置終了日

- b 経過措置適用の場合の簡易課税適用
延長された経過措置期間を通して適用可能（税務通信1月17日号）。
- c 免税事業者が経過措置を受けた場合の2年縛り
課税事業者選択届出書を提出していなくても、
2年間※免税に戻れないという制約を受ける。
ただし、23/10/1を含む課税期間に登録した場合を除く。

※ 24/12期の途中で経過措置適用を受けた場合、
25/12期と26/12期は免税に戻れない。

- d 仕入明細書による仕入税額控除
対象を売手が行なった課税資産の譲渡等に限る。
- e 免税→課税となる場合の棚卸資産調整
免税事業者が行なった、
適格請求書発行事業者以外からの仕入で、
経過措置（3年間80%控除、3年間50%控除）を受けた棚卸資産は、
消費税の全額を仕入税額控除可能。

- 《趣旨》 a 適格請求書発行事業者登録を推進。
- c 課税事業者選択届出書を提出して
初日から課税事業者となっている場合との均衡。
- d 登録事業者である個人が家事用資産を譲渡した場合の控除は不可。
- e 免税期間の仕入の相手先情報を管理しておくことは不可能。
- 《留意》 b 100万円以上の固定資産（調整対象固定資産）を取得した場合、
経過措置適用で課税事業者となった場合、3年縛りの適用なし。
課税事業者選択届出書を提出している場合、3年縛りの適用あり。

《結論》 制度開始前の不備修正です。

②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

《現行》 留学生などの長期滞在者でも、最初の6か月は免税購入可能。

《問題》 国内での消費や転売という実態あり。

《改正》 免税の対象を、短期滞在の観光客や外交官に限定。

③沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置見直し

《現行》 泡盛35%、ビール等で20%の軽減措置あり。

《改正》 a 泡盛

イ 200k1超～1300k1以下

24/5/15～26/5/14：30%軽減

26/5/15～29/5/14：20%軽減

29/5/15～32/5/14：10%軽減

ロ 1300k1超

24/5/15～26/5/14：25%軽減

26/5/15～29/5/14：15%軽減

29/5/15～32/5/14：5%軽減

ハ 32/5/15以降、廃止

b ビール等

23/10/1～26/9/30：15%軽減

26/10/1以降、廃止

《結論》本土復帰50年にしての見直しです。

④納税地異動の届出

《改正》個人事業者の納税地異動があった場合の届出を不要。

《時期》23/1/1以後の納税地異動等。

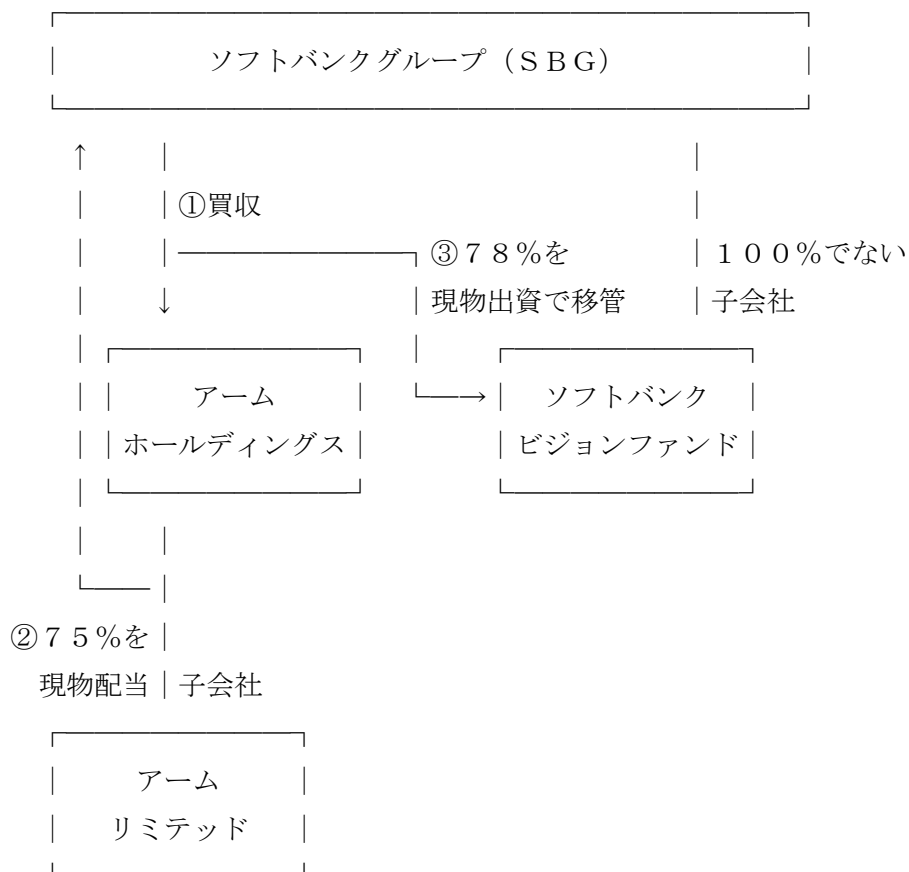
(5) 国際課税

①子会社からの配当と子会社株式譲渡を組み合わせた租税回避への対応

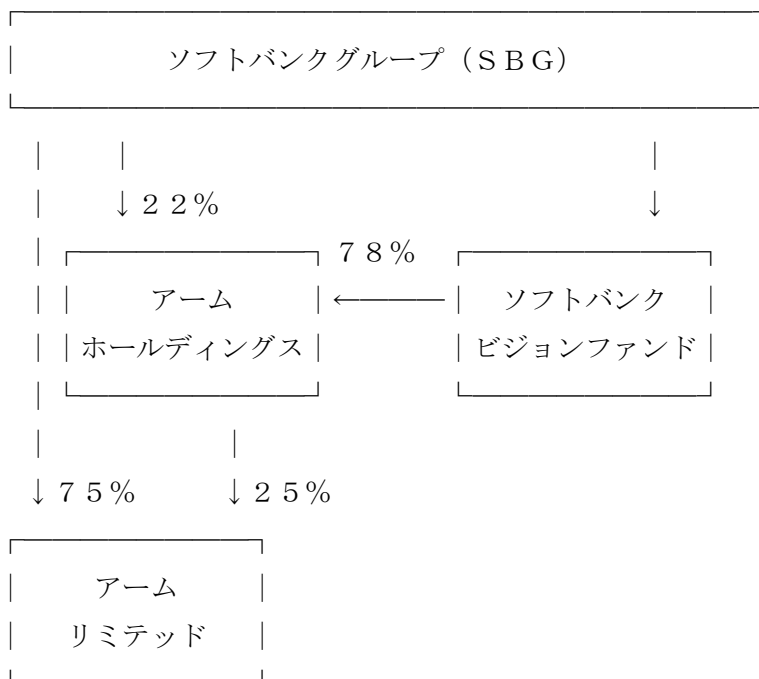
【20年度改正】

《事例》ソフトバンクの節税スキーム

<実施前>



<実施後>



- 《問題》 a ①の買収価格は時価を超える3.3兆円（のれん3兆円超）。
- b ②の現物配当により、アームHDの価値が著しく低下。
しかし、利益の配当のためSBGの簿価は据え置き（＝含み損の創出）。
かつ、SBGでは95%が益金不算入。 ↓
- c ②と同日に③を実行。出資価格不明だが、1.4兆円の譲渡損失計上。
かつ、100%関係ではないので、グループ法人税制適用なし。
- d 欠損金の是非ではなく、計上時期の是非で終わってしまった。
「東京国税局は、アーム株移管に伴う1.4兆円を含め、18年3月期に発生した2兆円を超す欠損金について税務調査した結果、欠損金についての処理は税法にのっとったものだったと認める形となった。ただ、税法上、SVF移管分の欠損金約4千億円は18年3月期の段階では確定しておらず同期に計上はできないと指摘し、SBGも修正申告に応じた。それでも巨額の欠損金が残るため、追徴課税は発生しなかった。」
（2019/6/21、日経）
↓
同族会社の包括否認規定も適用せず。
「今回のSBGの一連のスキームについても国税当局の多くは違和感を持ち、132条の適用を検討したようだ。しかし、132条の条文には「不当に」という文言が入っている。何をもって不当とするかは議論があり、そもそも、不当性を示す具体的な証拠が乏しく、訴訟となった場合の影響などを考えて国税当局は同条適用を見送ったとみられる」。
（2019/8/3、日経
「抜かれなかった伝家の宝刀 国税 vs ソフトバンクG」

《改正》 法人が、

50%超を直接・間接に支配する特定関係子法人から受ける配当等の額が、
1事業年度で株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、
その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、
その株式等の帳簿価額から引き下げる。

《留意》 配当後の譲渡有無に関係なく適用。

現物株だけでなく金銭配当にも適用。

内国法人の買収でも過去の株主に留意が必要（下記a）。

《除外》 a 内国法人である特定関係子法人の設立日～50%超になる日まで、

内国法人や居住者が90%以上を有する場合の配当。

b 50%超となった日以降の利益剰余金からの配当。

c 50%超となった日から10年経過日以後の配当。

d 2,000万円を超えない配当。

【22年度改正】

《現行》 a 除外bの利益剰余金は、配当決議直前事業年度末の利益剰余金で計算。

b 除外a、cを満たす特定関係子法人を通じて孫法人を買収した場合で、
孫法人株式が総資産に占める割合が50%超であり、
孫→子の配当等の額が、

1事業年度で孫法人株式の帳簿価額の10%相当額を超え、

かつ、2,000万円を超える場合には、

当該子法人は除外a、cの要件を満たさないこととされ、

当該配当等の額はbの特定支配後利益剰余金とは扱われない。

（適用回避防止規定）

《改正》 a 除外bの利益剰余金計算について、

配当日までに増加した期中増加利益剰余金額を加算できる。

b 適用回避防止規定について、

設立時から子法人と特定支配関係を有している孫法人等を除外。

《時期》 20/4/1以後開始事業年度に受ける配当等。

《結論》 まっとうな配当について、遡っての救済です。

(6) 納税環境整備

①税理士制度の見直し

- 《改正》 a 税理士の業務の電子化等の推進 (23/4/1~)
- b 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し (23/4/1~)
- c 税務代理の範囲の明確化 (24/4/1~)
- d 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
- e 税理士名簿等の作成方法の明確化
- f 税理士試験の受験資格要件の緩和 (23/4/1~)
- g 税理士法人制度の見直し
- h 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等 (23/4/1~)
- i 懲戒処分等の除斥期間の創設 (23/4/1~)
- j 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し (23/4/1~)
- k 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備 (24/4/1~)
- l 税理士試験受験願書等に関する様式の整備

《結論》時代の変化への対応です。

②帳簿の提出がない場合の加算税加重措置の整備

《現行》

| 区分 | 基本税率 | 高額部分 | 調査通知後 | 軽減・不適用 |
|-----------|------|------|---------|--------|
| | | ※1 | 自発的申告 | ※2 |
| 過少申告加算税★● | 10 | 15 | 5 (10) | 0 |
| 無申告加算税★ | 15 | 20 | 10 (15) | 0 (5) |
| 不納付加算税 | 10 | — | — | 0 (5) |
| 重加算税※3 ▲ | 35 | | | |
| ※4 ▲ | 45 | | | |

※1 過少申告：期限内申告額と50万円の大きい方を超える金額。

無申告：50万円を超える金額。

※2 過少申告：正当な理由あり、調査通知前の自発的申告

無申告：正当な理由あり、1か月以内の申告なら、0
調査通知前の自発的申告なら、5%

不納付：正当な理由あり、1か月以内の納付なら、0
納税告知前の自発的納付なら、5%

※3 過少申告・不納付加算税に代える場合

※4 無申告加算税に代える場合

★ 国外財産調書・財産債務調書提出ありで5%軽減、なしで5%加算。
国外財産調書について、関連資料提出なしで、さらに5%加算。

● 優良電子帳簿に記載された事項についての申告漏れは、5%軽減。
(重加算税対象がある場合を除く)

▲ 過去5年以内に無申告・重加算がある場合、10%加算。
電子帳簿関連で偽装隠蔽がある場合の申告漏れで、10%加算。

《趣旨》帳簿不十分事案への厳格対応

《改正》a 帳簿の提示／提出をせず、
または提示／提出した帳簿の売上金額等の記載が著しく不十分の場合、
過少申告加算税及び無申告加算税を10%加算。

b 提示／提出した帳簿の売上金額等の記載が不十分の場合、
過少申告加算税及び無申告加算税を5%加算。

《留意》a aの「著しく不十分」
記載すべき売上金額等の2分の1以上が記載されていない場合、

b bの「不十分」
記載すべき売上金額等の3分の1以上が記載されていない場合、

《時期》24/1/1以後に法定申告期限が到来する国税

《結論》個人所得課税(1)⑤とセットです。

③財産債務調書制度の見直し

《現行》a 対象者

所得2,000万円超で、
財産価額3億円以上または有価証券等1億円以上。

b 提出期限

翌年3月15日まで。

c 加算税特例

上記②の★参照(調査後に自発的期限後提出した場合も適用あり)。

d 記載事項

家庭用財産（現金、書画骨董、貴金属除く）で100万円未満は記載不要。

《改正》 a 対象者（23年分以後）

現行要件はそのまま、

財産価額10億円以上（所得要件なし）を追加。

b 提出期限（23年分以後）

翌年6月30日まで。

c 加算税特例（24/1/1以後提出分）

調査通知前の期限後提出に限り、適用あり。

d 記載事項（23年分以後）

家庭用財産（現金、書画骨董、貴金属除く）の金額基準を300万円に。

《留意》申告義務がない場合でも、財産状況を把握する必要あり。

《結論》所得が少ない富裕層への対応です。

④電子取引のデータ保存に関する宥恕措置

《現行》22/1/1以降の電子取引について、

紙に出力して保存することは認められず、

改竄防止措置を行ない、

検索機能を確保したうえで、

電子データとして保存が必要。

《問題》検索要件が厳しく、対応困難。

《改正》保存要件を満たせなかったことについて税務署長がやむを得ないと認め、

調査時に出力画面の提示/提出ができるようにしている場合には、

保存要件を満たさない電子データ保存または紙出力保存でも問題なし。

《時期》22/1/1～23/12/31までの電子取引（申告所得税、法人税）

《留意》特に手続は必要なし。

《結論》データを捨てないでください。

【6】検討事項（大綱より）

（1）年金課税（昨年同様）

《大綱》 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

（2）金融所得課税（昨年同様）

《大綱》 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

（3）小規模企業（昨年同様）

《大綱》 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

（4）カーボンニュートラル

《大綱》 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

（5）自動車関係諸税（昨年同様）

《大綱》 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(6) 原料用石油製品等 (昨年同様)

《大綱》 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(7) 帳簿の信頼性 (昨年同様)

《大綱》 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。

(8) 社会保険診療報酬 (昨年同様)

《大綱》 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

(9) ガス供給業 (昨年同様)

《大綱》 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。